

不整地運搬車の
定期自主検査指針

自主検査指針公示 第 12 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 3 項の規定に基づき、不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則 第 151 条の 53 の定期自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

平成 3 年 7 月 26 日 労働大臣 小里 貞利

- 1 名称 不整地運搬車の定期自主検査指針
- 2 趣旨 労働安全衛生規則 第 151 条の 53 の規定による不整地運搬車の定期自主検査の適正かつ有効な実施を図るため当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準について定めたものである。
- 3 内容の閲覧 内容は、労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働基準局安全課又は安全衛生課において閲覧に供する。

本冊子は、上記公示によって公表された当該自主検査指針を、関係事業者等への便宜を図るために発行したものである。

目 次

1	原 動 機	1
1.1	ディーゼルエンジン	1
1.2	ガソリンエンジン	5
2	動力伝達装置	10
2.1	動力伝達装置	10
3	走 行 装 置	13
3.1	走 行 装 置	13
4	操 縦 装 置	16
4.1	操 縦 装 置	16
5	制 動 装 置	17
5.1	制 動 装 置	17
6	荷 役 装 置	18
6.1	荷 役 装 置	18
7	油 圧 装 置	19
7.1	油 圧 装 置	19
8	車体及び安全装置等	23
8.1	車体・安全装置等	23
8.2	総合テスト	24

1 原 動 機

1.1 ディーゼルエンジン

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準	
1.1.1 ディーゼル エンジン	(1) 本 体	a 始動性	<p>① スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。</p> <p>② 予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。</p>	<p>① 始動が容易で、異音がないこと。</p> <p>② 正常に作動すること。</p>
		b 回転の状態	<p>① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 また、回転が円滑に続くか調べる。</p> <p>② エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。</p>	<p>① メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。</p> <p>② 引っ掛かり、エンジン停止又はノッキングがないこと。</p>
		c 排気の状態	<p>① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。</p> <p>② 排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 排気色及び排気音が正常であること。</p> <p>② ガス漏れがないこと。</p>
		d エアクリーナー	<p>① ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。</p> <p>② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p>③ オイルバス式にあたっては油の汚れ及び油量の異常の有無を調べる。</p>	<p>① ケースのき裂、変形又はふた、接続管等に緩みがないこと。</p> <p>② 著しい汚れ又は損傷がないこと。</p> <p>③ 著しい汚れがなく、メーカーの指定する油量であること。</p>
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	緩みがないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		ただし、これらの部分からガス漏れや水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	
	f 弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時の異常振動及び異音の有無を調べる。 ② 本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	① 異常振動又は異音がないこと。 ② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	① き裂又は変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。 ③ 損傷又は劣化がないこと。
	(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。 ② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。 ③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ型でメーカーの指定する時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	① 油量が適正で著しい汚れがないこと。 ② 著しい油漏れがないこと。 ③ 著しい汚れ又は損傷がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(3) 燃料装置	<p>① 燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。</p> <p>② 燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式のものは、この検査を省略してもよい。</p> <p>④ 噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。</p>	<p>① 燃料漏れがないこと。</p> <p>② 損傷又は老化がないこと。</p> <p>③ 著しい汚れ又は詰まりがないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であり、噴霧が正常であること。</p>
(4) 冷却装置	<p>① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィン目詰まりの有無を調べる。</p> <p>③ ホースの損傷及び老化の有無を調べる。</p> <p>④ ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。</p> <p>⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。</p> <p>⑥ ファンベルトのたわみを調べる。</p> <p>⑦ ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 水量が適正で著しい汚れがないこと。</p> <p>② 水漏れ又は目詰まりがないこと。</p> <p>③ 損傷又は老化がないこと。</p> <p>④ 正常に機能すること。</p> <p>⑤ 損傷がないこと。</p> <p>⑥ メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>⑦ 著しい摩耗又は損傷がないこと。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
電 気 装 置		⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	⑧ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ⑨ 緩みがないこと。
	(5) a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるか調べる。 ② 端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	① 規定範囲内にあること。 ② 緩み又は著しい腐食がないこと。
	c 配 線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 配線の損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。
(6) エアコンプレッサー	① コンプレッサーを作動させて異音及び異常振動の有無を調べる。 ② コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。 ③ エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜っていないかを調べる。 ④ 作動時に規定エア圧力以上で無負荷運転になるかを調べる。 ⑤ 規定エア圧力以下で負荷運転になるかを調べる。	① 異音又は異常振動がないこと。 ② エア漏れ又は油漏れがないこと。 ③ 水が溜っていないこと。 ④ 規定エア圧力の上限で無負荷運転になること。 ⑤ 規定エア圧力以下で負荷運転になること。	

1.2 ガソリンエンジン

検査項目		検査方法	判定基準	
1.2.1 ガソリン エンジン	(1) 本 体	a 始動性	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、異音がないこと。
		b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 また、回転が円滑に続くか調べる。 ② エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジンの停止及びノッキングの有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑に続くこと。 ② 引っ掛かり、エンジン停止又はノッキングがないこと。
		c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドル時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。 ② 排気管、マフラー等からのガス漏れの有無を調べる。	① 排気色及び排気音が正常であること。 ② ガス漏れがないこと。
		d エアクリーナ	① ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。 ② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ③ オイルバス式にあたっては油の汚れ及び油量の異常の有無を調べる。	① ケースのき裂、変形又はふた、接続管等に緩みがないこと。 ② 著しい汚れ又は損傷がないこと。 ③ 著しい汚れがなく、メーカーの指定する油量であること。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れや水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	緩みがないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	f 弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	g 圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がなければこの検査を省略してもよい。	メーカーの指定する基準値内であること。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時の異常振動及び異音の有無を調べる。 ② 本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	① 異常振動又は異音がないこと。 ② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	① き裂又は変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。 ③ 損傷又は劣化がないこと。
	(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れを調べる。 ② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。 ③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ型でメーカーの指定する時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	① 油量が適正で著しい汚れがないこと。 ② 著しい油漏れがないこと。 ③ 著しい汚れ又は損傷がないこと。
	(3) 燃料装置	① 燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	② 燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。 ③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ型のものは、この検査を省略してもよい。	② 損傷又は老化がないこと。 ③ 著しい汚れ又は詰まりがないこと。
(4) 高圧ガス燃料装置	① 導管及び接続部についてガス漏れの有無を調べる。 ② 導管及び接続部のき裂及び損傷の有無を調べる。 ③ ガスボンベ取付け部及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	① ガス漏れがないこと。 ② き裂又は損傷がないこと。 ③ 緩み又は損傷がないこと。
(5) ブローバイガス還元装置	① メターリングバルブに負圧を加えてバルブの作動状態を調べる。 ② メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 詰まり又は損傷がないこと。
(6) 冷却装置	① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。 ② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィン目詰まりの有無を調べる。 ③ ホースの損傷及び老化の有無を調べる。 ④ ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。 ⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	① 水量が適正で著しい汚れがないこと。 ② 水漏れ又は目詰まりがないこと。 ③ 損傷及び老化がないこと。 ④ 正常に機能すること。 ⑤ 損傷がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		⑥ ファンベルトのたわみを調べる。 ⑦ ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。 ⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	⑥ メーカーの指定する基準値内であること。 ⑦ 著しい摩耗又は損傷がないこと。 ⑧ き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ⑨ 緩みがないこと。
	(7) 点火装置	① ディストリビューターのキャップのき裂の有無及び高圧コードとのはめ合い具合並びに各端子の摩耗及び焼損の有無を調べる。 ② ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。 ③ 点火プラグの電極及び碍子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。 ④ フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。 ⑤ 点火時期を調べる。	① き裂がなくはめ合いが正常で、著しい摩耗又は焼損がないこと。 ② 焼損又は突起の発生がないこと。 ③ 汚れ、焼損又は破損がないこと。 ④ 緩み又は損傷がないこと。 ⑤ メーカーの指定する基準に適合すること。
(8)	a 充電装置	電流計及び充電表示燈によって機能の異常の有無を調べる。	正常に作動すること。
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるか調べる。 ② 端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	① 規定範囲内にあること。 ② 緩み又は著しい腐食がないこと。
	電 気 装 置		

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	c 配 線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 配線の損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。

2 動力伝達装置

2.1 動力伝達装置

検査項目		検査方法	判定基準
2.1.1 動力伝達 装置	(1) 主クラッチ	① アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。 ② クラッチを徐々に接続して発進の具合を調べる。	① 異音がなくクラッチが完全に切れること。 ② 滑りがなく接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル (インチングペダル)	① ペダルを反復操作してペダルの重さ及び戻り具合を調べる。 ② ペダルを操作して遊びを調べ、次に、クラッチが完全に切れたときの床板とのすき間を調べる。	① ペダルの重さ又は戻り具合が適正であること。 ② メーカーの指定する基準値内であること。
	(3) クラッチケース	① ケース内の油量を調べる。 ② 油の汚れの有無を調べる。 ③ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 油量が適正であること。 ② 著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
	(4) イナーシャブレーキ	エンジンアイドル状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキが作動するかを調べる。	正常に作動すること。
	(5) 駆動用ベルト	① ベルトのたわみを測定する。 ② 外観の損傷及び汚れの有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 損傷がなく油脂類の付着がないこと。
	(6) カップリング	① 連結部の取付けボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。 ② 取付け部ゴムカップリングの変形、劣化及びびがたの有無を調べる。	① 緩み、損傷又は脱落がないこと。 ② 変形、劣化又はびがたがないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(7) ユニバーサルジョイント	① エンジン回転を低速から高速まで急加減速させて、異音及び振動の有無を調べる。 ② シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにユニバーサルジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。 ③ 連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	① 異音又は振動がないこと。 ② 曲がり、摩耗、損傷又はがたがないこと。 ③ 緩み、損傷又は脱落がないこと。
(8) トランスミッション	① レバーを前進及び後進状態にして駆動し、作動状態並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 正常に作動し、レバーの抜け、異音又は異常発熱がないこと。 ② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
(9) 操向クラッチ (横軸を含む。)	① 走行して操向レバー又はペダルを操作したとき、異音及び滑りがなく、確実に作動するかを調べる。 ② レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。 ③ レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンのさび付きの有無を調べる。 ④ ケース内の油量を調べる。 ⑤ 油の汚れの有無を調べる。 ⑥ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	① 異音又は滑りがなく、確実に作動すること。 ② 遊び及び引きしろが適正であること。 ③ がた又はさび付きがないこと。 ④ 油量が適正であること。 ⑤ 著しい汚れがないこと。 ⑥ 油漏れがないこと。
(10) ファイナルドライブ	① 走行して異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(HSTの走行減速機を含む。)	② ケース内の油量を調べる。 ③ 油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース周辺からの油漏れの有無を調べる。	② 油量が適正であること。 ③ 著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。
(11) 車軸ケース (チェーンケース) [ホイール式]	① エンジンをフル回転の状態 前後進させ、異音の有無を調 べる。 ② き裂、損傷及び変形の有無を 調べる。 ③ ケース内の油量を調べる。 ④ 油の汚れの有無を調べる。 ⑤ カバー取付け面及び車軸周辺 からの油漏れの有無を調べる。 ⑥ ケース取付けボルト及びナッ トの緩み及び脱落の有無を調 べる。	① 異音がないこと。 ② き裂、損傷又は著しい変形が ないこと。 ③ 油量が適正であること。 ④ 著しい汚れがないこと。 ⑤ 油漏れがないこと。 ⑥ 緩み又は脱落がないこと。

3 走行装置

3.1 走行装置

検査項目	検査方法	判定基準
3.1.1 走行装置 (クローラ式)	(1) 起動輪及び遊動輪 ① き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② 走行して起動輪及び遊動輪部の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ 軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。 ② 異音又は異常発熱がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。 ④ 油漏れがないこと。
(2) 上部ローラー及び下部ローラー (滑り板を含む。)	① き裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② 走行して軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。 ⑤ 走行し、地盤の凹凸にしたがってローラーブラケットが円滑に首振り動作を行うかを調べる。	① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。 ② 異音又は異常発熱がないこと。 ③ 緩み又は脱落がないこと。 ④ 油漏れがないこと。 ⑤ 円滑に作動すること。
(3) 履帯 (クローラベルト)	① シューのき裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、変形又は著しい摩耗がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	<p>③ リンク及びブシュのき裂及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>④ 履帯をいっばいに張った状態で、マスターリンクから少なくとも2リンク以上離れたところの任意の4～5リンク分のピッチ長を測定する。</p> <p>⑤ 遊動輪又は起動輪と上部ローラー上のシューを支点として直定規又はバーを置き、履帯のたわみを測定する。</p> <p>⑥ トラックピンの抜け出しの有無を調べる。</p>	<p>③ き裂又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>⑤ メーカーの指定する基準値内であること。</p> <p>⑥ 抜け出しがないこと。</p>
(4) ゴム履帯	<p>① スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。</p> <p>② ゴムの欠け、老化及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>③ 心金の脱落の有無を調べる。</p> <p>④ 履帯の張り具合を調べる。</p>	<p>① 切断又は著しい損傷がないこと。</p> <p>② 著しい欠け、老化又は摩耗がないこと。</p> <p>③ 心金の脱落がないこと。</p> <p>④ メーカーの指定する基準値内であること。</p>
(5) 履帯調整装置	<p>① グリースタイプのものにあつては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリータイプのものにあつては調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。</p> <p>② 調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークのき裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。</p> <p>③ 調整シリンダー周辺からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p> <p>② き裂、変形、腐食又は著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 油漏れがないこと。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	(6) トラックフレーム	① き裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ② 各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、変形、損傷又は著しい摩耗がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
3.1.2 走行装置 (ホイール式)	ホイール (タイヤ)	① 空気圧を検査する。 ② タイヤのき裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。 ③ タイヤの溝の深さを調べる。 ④ タイヤに金属片、石その他の異物のかみ込みがないかを調べる。 ⑤ ホイールナット及びボルトの緩みの有無を調べる。 ⑥ リム、サイドリング及びホイールディスクのき裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ⑦ 走行させ、又は車輪を浮かせて駆動し、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 走行上支障となるき裂、損傷又は偏摩耗がないこと。 ③ 規定値以上であること。 ④ 異物などのかみ込みがないこと。 ⑤ 緩みがないこと。 ⑥ 走行上支障となるき裂、損傷又は変形がないこと。 ⑦ がた、異音又は異常発熱がないこと。

4 操縦装置

4.1 操縦装置

検査項目		検査方法	判定基準
4.1.1 操縦装置	操作レバー （ 操向レバー ） （ 荷役レバー ）	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で著しいがたがないこと。

5 制 動 装 置

5.1 制 動 装 置

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準	
5.1.1 制動装置	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び量及びペダルを踏み込んだときの床面とのすき間を測定する。 ② 機械を走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 片効きがなく効き具合が適正であること。 不整地運搬車構造規格の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ	① レバーをいっぱいに引いて、レバーのつめがラチェットにかみ合った状態で、引きしろに余裕があるかを調べる。 ② 機械を無負荷状態で1/5こう配の床面で停止の状態に保持できるかを調べる。 ③ レバーを反復作動させて引き力及び戻り具合を調べる。 ④ ラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 引きしろに余裕があること。 ② 不整地運搬車構造規格の規定に適合すること。 ③ 引き力又は戻り具合が正常であること。 ④ 損傷又は著しい摩耗がないこと。
	(3) ロッド、リンク及びケーブル類	① ロッド、リンク及びケーブル類の損傷並びにクランプの緩みの有無を調べる。 ② ブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	① 損傷又は緩みがないこと。 ② 連結部の緩み若しくはがた又は割りピンの欠損がないこと。
	(4) ペダルロック [クローラ式]	① ペダルを踏み込み、足を離したときに確実にロックされているかを調べる。 ② ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。 ③ ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 確実にロックされていること。 ② ブレーキが十分に効いていること。 ③ 損傷又は著しい摩耗がないこと。

6 荷 役 装 置

6.1 荷 役 装 置

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
6.1.1 荷役装置	荷 台 (テールゲート及び サイドゲートを含む。)	① 荷台の上下並びにテールゲート及びサイドゲートの開閉が円滑に行えるかを調べる。 ② ダンプ時にテールゲートが自動的に開放し、下降時にロックするかを調べる。 ③ 各部のき裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。 ④ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑤ 荷台を上下させてフレームと荷台との取付けピン及びダンプシリンダー取付けピン等のがたを調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 開放が滑らかで、確実にロックできること。 ③ き裂、著しい変形又は摩耗がないこと。 ④ ボルトの緩み又は脱落がないこと。 ⑤ 各ピン部に著しいがたがないこと。

7 油 圧 装 置

7.1 油 圧 装 置

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
7.1.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	<p>① タンク取付け部、外周壁面の溶接部及びカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p style="padding-left: 2em;">加圧式タンクの場合は、エア漏れ（安全弁を含む）の有無を調べる。</p> <p>② 機械を水平な場所に置き、油量を調べる。</p> <p>③ 油の汚れの有無を調べる。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、メーカー指定のオイル管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>④ ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。</p> <p>⑤ ブラケットの取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れ又はエア漏れがないこと。</p> <p>② 油量が適正であること。</p> <p>③ 油に著しい汚れがないこと。</p> <p>④ 目詰まりがないこと。</p> <p>⑤ 取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み又は脱落がないこと。</p>
	(2) フィルター 〔・サクシオン フィルター〕 〔・リターン フィルター〕 〔・ライン フィルター〕	<p>① フィルターエレメントを取り出し、汚れ及び損傷の有無を調べる。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、カートリッジ型でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。</p> <p>② フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 汚れ又は損傷がないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>
	(3) 配 管 (ホース類、高圧パイプ)	<p>① 配管のき裂、損傷、老化及びねじれの有無を調べる。</p> <p>② 配管継手部からの油漏れの有</p>	<p>① き裂、損傷、老化又はねじれがないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
		<p>無を調べる。</p> <p>③ 配管の取付け状態の適否並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>③ 取付け状態が適正で、ボルト及びナットの緩み又は脱落がないこと。</p>
	(4) 油圧ポンプ (駆動装置を含む。)	<p>① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p> <p>② 油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>③ 油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。</p> <p>ただし、②項の異常振動、異音及び異常発熱の検査で異常がなければ、この検査は省略してもよい。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p> <p>② 異常振動、異音又は異常発熱がないこと。</p> <p>③ メーカーの指定する基準値内であること。</p>
H S T 用 ポ ン プ 付 属 弁	a ポンプコントロール弁	<p>① 前後進及び中立の切換えが円滑に行えるかを調べる。</p> <p>② ポンプの中立位置とポンプコントロール弁の中立位置が正確にマッチングしているかを調べる。</p> <p>③ 接合部及びシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 切換えが円滑であること。</p> <p>② 中立位置で機械が静止していること。</p> <p>③ 油漏れがないこと。</p>
	b プレッシャーオーバーライド弁	<p>① 規定の負荷圧が加わったときポンプの吐出量が0になるか調べる。</p> <p>② 接合部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 適正に作動すること。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>
	(6) 油圧モーター	<p>① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 油漏れがないこと。</p>

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
	② 油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異常振動、異音又は異常発熱がないこと。
(7) 油圧シリンダー	① 作動状態を調べる。 ② シリンダーを数回伸縮作動させた後、シール部等からの油漏れの有無を調べる。 ③ シリンダーに負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。 ④ シリンダーチューブ及びロッドの打こん、き裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 伸縮量がメーカーの指定する基準値内にあること。 ④ 打こん、き裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
(8) 方向制御弁 (・コントロール弁 ・パイロット コントロール弁 等)	① スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。 ② 油漏れの有無を調べる。 ③ 取付け状態の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 油漏れがないこと。 ③ 取付け状態が適正であること。
(9) 電 磁 弁	① 電磁弁を作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② 油漏れの有無を調べる。	① 異音又は異常発熱がなく正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。
(10) 圧力制御弁 (・リリーフ弁 ・減 圧 弁 ・シーケンス弁 ・カウンターバランス弁 ・アンロード 弁 ・ブレーキ 弁 等)	① アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に動くか、又は確実に停止すること。 ② 油漏れがないこと。
(11) 流量制御弁 (・絞 り 弁 ・フローコントロール弁 ・デバイダー弁 等)	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に作動すること。 ② 油漏れがないこと。

検 査 項 目	検 査 方 法	判 定 基 準
(12) 逆止め弁 ・チェック弁 ・パイロットチェック弁 ・シャトル弁等	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。 ② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	① アクチュエーターが正常に作動すること ② 油漏れがないこと。
(13) オイルクーラー	① 暖機運転の後、油温の適否を調べる。 ② フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。 ③ クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。 ④ ファンベルトのたわみを調べる。 ⑤ ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ⑥ 電動式にあつては、モーターの異音、異常振動及び異常発熱の有無を調べる。	① 冷却効果が適正であること。 ② 目詰まり又は有害な変形若しくは破損がないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ メーカーの指定する基準値内であること。 ⑤ 損傷又は著しい摩耗がないこと。 ⑥ 異音、異常振動又は異常発熱がないこと。

8 車体及び安全装置等

8.1 車体・安全装置等

検査項目		検査方法	判定基準
8.1.1 車体・安全 装置等	(1) 車枠及び車体	① き裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(2) キャブ及びカバー	① き裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。 ② ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。 ③ ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	① き裂、著しい変形、腐食又は雨漏りがないこと。 ② 開閉、ロック又はキーに異常がないこと。 ③ がた又は破損がないこと。
	(3) 座席	① 座席調整及びロック装置の作動の適否を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(4) 昇降設備及び滑り止め	① き裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① き裂、損傷又は著しい変形がないこと。 ② 緩み又は脱落がないこと。
	(5) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等が損傷なく取り付けられているかを調べる。	損傷なく取り付けられていること。
	(6) 燈火装置、警音器、方向指示器等	① 各スイッチ類を操作して作動の適否及び取付け状態の適否を調べる。 ② 各燈火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	① 正常に作動し、取付け状態が適正であること。 ② 破損又は水等の浸入がないこと。

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
	(7) 計 器 類 〔・油圧計・電流計〕 〔・燃料計・油温計〕 〔・水温計 等〕	エンジンを作動させ、各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(8) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ又は損傷がなく、写影が正常であること。
	(9) レバーロック	ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効きが正常で、損傷又は変形がないこと。
	(10) 荷台降下防止装置	① 荷台を上げて装置の取付け状態を調べる。 ② 曲がり及び変形の有無を調べる。 ③ 安全支柱、ストッパー等の取付け部のき裂及び損傷の有無を調べる。 き裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	① 確実に取り付けられていること。 ② 著しい曲がり又は変形がないこと。 ③ き裂又は損傷がないこと。
	(11) 給 油 脂	① 各部の給油脂状態を調べる。 ② 自動給油脂装置は、操作して作動の適否を調べる。	① 給油脂が十分であること。 ② 正常に作動すること。

8.2 総合テスト

検 査 項 目		検 査 方 法	判 定 基 準
8.2.1	総合テスト	走行及び荷役装置の操作を行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異音、異常振動又は異常発熱がないこと。